

第4回 東日本大震災子ども支援意見交換会

ー福島原発事故問題への対応と支援ー (報告)

日時：2012年6月21日(木)11時～13時

場所：衆議院第2議員会館1階 多目的会議室

原発事故により戻る地元を失った子どもたち、家族離散のままでふるさとを離れて暮らす子どもたちの数と実態は今なお把握されていない。事故当初、計画的避難区域対象人口約10000人、警戒区域人口約78000人、緊急時避難準備区域には約58,500人が暮らしており、うち緊急時避難準備区域5市町村については、昨年9月30日に解除されたが、戻った人はわずか。区域内に住んでいた人も、仮設住宅などへ引っ越すなど、除染が進まない状況では戻れない。保護者や関係者らは、汚染地帯で暮らすことを余儀なくされている約30万人の子どもたちを放射能から守るため、国・自治体・東京電力などに対して避難後の保護者の暮らしや子ども自身の暮らしなどを保障する「避難の権利」の確立を求めている。今回は福島で子ども達の支援を行うNGOやNPOから、政府・国の支援課題や原発事故で被災した子どもや子育て家庭に対する支援について現地からの報告を受け、今後の課題についても含めた情報・意見交換会が行われ、衆・参の国会議員9名を含めた合計91名の参加があった。

<報告>

1. 大熊町教育長の武内敏英さんの報告

大熊町の北東部には第一原子力発電所の原発のうち、4基があり、東日本大震災の発生直後から、全町民1万1千500人の移動・避難を余儀なくされた。子ども達の学びの場の確保を第一に考えた。会津若松市からの多大な協力を得て、学校設立が実現。しかし、未だ先行きが不透明な中で、おとな達の精神的な疲労は蓄積している。当初在籍していた704名の子ども達も保護者の都合で区域外就学をする子どもが居り、517名に。子ども達は友だちとの別れを通じて、置き去りにされたような気持ちになっている。

2. 子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク世話人の吉野裕之さんの報告

福島の子ども達は生活環境の変化から、困難な生活をしている。避難しなかった子ども達は、放射能のリスクのために野外で遊ぶことができ

ず、避難した子ども達は新たな生活環境への不
適応や、家族との分離、福島に対する差別の可
能性に悩み、将来に対する保護者の不安は子
ども達に対する心理的ストレスを高めている。福
島に住み続ける不安は、学校制度の延長とし
て取り組む保養キャンプによって改善される。地
域住民はボランティア活動を通じて社会参加す
ることができ、受け入れ先との地域間交流がで
きることで、災害時の危機管理に向けたネット
ワークづくりが可能となる。保養を通じた圏域
内×外部とのネットワーク化は、防災意識を高
めることに役立つと考える。

3. しんぐるまざーずふおーらむ福島 の会田典子の報告

郡山市は避難勧告地域では無かったが、町の
中心地は非常に放射能の線量が高い。会田さん
は子どもが慣れ親しんだ地域や友だちと離れた
くないと訴えたために、郡山に残る事を決意し
た。しんぐるまざーずふおーらむ福島では様々
な子育て支援を実施。昨年、ビックパレットで
は4・5月の19日間、学習支援を実施。5月の
GWには子ども達を放射能の影響の心配がない
所で過ごせるよう埼玉県で2泊3日の一時避難
を、7月16日～18日には長野県でレスパイト
セミナーを3日間実施。保養に参加した18歳
の女の子が、「私たちは放射能に汚染されている
から、もう結婚出来ないかもしれない。結婚す
るなら、福島県の人しかできないよね。」と話す
場面もあった。

4. 福島の子どもたちを守る法律家ネット ワーク事務局長の大城聡さんの報告

福島の子どもたちを守る法律家ネットワ
ークでは「原発事故子ども・被災者支援法」を
実現に大きく近づけるために取り組んでおり、
現在は福島県内で避難されている方々の法律相
談を実施している。政府の指定避難地域では
ない福島市や郡山市などで、小さいお子さん
が居る家庭で自主避難をしているケースがあ
る。政府は避難しなくても心配は無いと考
えており、そうした場合に損害賠償を受け
る方法や、なぜ受けられないのかという理
由が不明確である。災害救助法が適用さ
れてはいるが、被災者にとって十分な補
償はされていない。この法律を使い、国
が必要な支援を作れるよう、市民社会が
訴え続ることが必要。

※ 尚、当日は事情でご参加頂けませ
んでしたが、山形県子育て支援課から
も資料の提供を頂きました。